

# 解体工事の入札参加資格等の取扱いについて

平成30年9月  
調達契約課

建設業法の改正に伴い、平成28年6月1日より建設業許可の業種区分に解体工事業が新設されましたが、平成31年5月31日をもって経過措置期間が終了しますので、来年度以降の解体工事の入札参加資格等の取扱いについて、お知らせします。

## 1 建設業法改正の概要

- (1) 平成28年6月1日から、「とび・土工工事業」(以下、「とび・土」という)から、「解体工事業」(以下、「解体」という)が分離、新設されました。
- (2) なお、改正法施行日(平成28年6月1日)の時点で「とび・土」の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、その許可を有している限り、引き続き3年間(平成31年5月31日まで)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することを可能とする経過措置が設けられています。

## 2 格付けにおける取扱い

	平成30年度の格付け (H30.6.1~H31.5.31)	平成31年度の格付け (H31.6.1~H32.5.31)
	審査基準日の対象範囲 (H28.10.1~H29.9.30)	審査基準日の対象範囲 (H29.10.1~H30.9.30)
「とび・土」	「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合評点(客観点数)、完成工事高及び技術者数で登録	「とび・土」の総合評点(客観点数)、完成工事高及び技術者数で登録
「解体」	同上	「解体」の総合評点(客観点数)、完成工事高及び技術者数で登録

(注) 家屋等の工作物を解体する工事の工事成績(主観点数)については、平成30年度格付けは、「とび・土」及び「解体」に加点、平成31年度格付けは、「解体」のみ加点します。

## 3 解体工事の発注基準について

家屋等の工作物を解体する工事における、発注基準は、別表のとおりです。

なお、総合的な企画、指導、調整が必要な建築物を解体する工事は「建築一式」(土木工作物は「土木一式」)、各種専門工事で建設される目的物について、そのみの解体する工事は、「当該専門工事の業種」を発注業種とする場合があります。

【別表】 家屋等の工作物を解体する工事の発注基準（一般競争入札における参加資格要件）

	(1)	(2)	(3)
発注時期	平成 31 年 5 月までの公告分で、 工期末が平成 31 年 5 月 31 日までの もの	平成 31 年 5 月までの公告分で、 <u>工期末が平成 31 年 6 月 1 日以降とな るもの</u>	平成 31 年 6 月以降の公告分
資格要件			
適用名簿	平成 30 年度名簿 (H30. 6. 1～H31. 5. 31) 審査基準日の対象範囲 (H28. 10. 1～H29. 9. 30)	平成 30 年度名簿 (H30. 6. 1～H31. 5. 31) 審査基準日の対象範囲 (H28. 10. 1～H29. 9. 30)	平成 31 年度名簿 (H31. 6. 1～H32. 5. 31) <b>審査基準日の対象範囲</b> <b>(H29. 10. 1～H30. 9. 30)</b>
業種	「解体」又は「とび・土」 ※「とび・土」の場合は、平成 28 年 5 月 31 日以前から「とび・ 土」の許可を有する者に限る。	<b>「解体」</b>	<b>「解体」</b>
完成工事高	「とび・土工・コンクリート・解体（経 過措置）」の完成工事高	「とび・土工・コンクリート・解体（経 過措置）」の完成工事高	<b>「解体」</b> の完成工事高
技術者 (現場代理人) (主任技術者) (監理技術者)	・「解体」の主任技術者及び監理技 術者となり得る資格等を有する者 ※平成 28 年 6 月 1 日以前より、 「とび・土」の主任技術者及び 監理技術者となり得る資格等を 有する者については、平成 33 年 3 月 31 日までの間は、「解体 」の技術者とみなす。	同左	同左